

第 868 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 20 日開催

紫 波 町 農 業 委 員 会

第 868 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 868 回紫波町農業委員会総会は、令和 8 年 4 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 8 年 4 月 20 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 24 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 事務局職員の人事の発令について

報告第 2 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 4 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について

1 番	蒲生庄平	君	3 番	大沼仁志	君	4 番	鈴木芳勝	君
5 番	山田 譲	君	6 番	佐藤武士	君	7 番	菅川 正	君
8 番	高橋伸夫	君	10 番	佐藤廣志	君	11 番	工藤姫子	君
12 番	岡市充司	君						

5 欠席委員 (2 名)

2 番 若菜千穂 君 9 番 横沢一則 君

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 佐藤美智雄 君

主査 大沼 千笑 君

主任 藤根あけみ 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 868 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆様ご苦労様です。農作業が本格化しお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。4月になりまして今年度最初の農業委員会議になります。この時期は体制の変更や人事の異動など環境の変化がある時期ですが、事務局長から紹介があったとおり佐藤事務局次長と大沼主査が着任されました。詳しい人事異動は、このあと事務局から報告があります。

今年の農作業も本格化してまいりました。桜も開花しましたが、今年は例年より11日ほど早かったようです。去年も例年より1週間ほど早かったので、早さに慣れる気もしますが、やはり早いと感じています。そして春らしく急に寒くなったり強風が吹いたり天候変化が激しい状況ですが、ぜひ天候に恵まれた穏やかな一年であってほしいと思います。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、9番 横沢一則委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において11番 工藤姫子委員、1番 蒲生庄平委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が19件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 事務局職員の人事の発令について

報告第2号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第4号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 事務局職員の人事の発令について紫波町農業委員会事務局職員の人事異動を専決により発令したのでご報告します。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

3ページをご覧ください。報告第2号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして4ページをご覧ください。報告第3号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が13件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

続きまして7ページをご覧ください。報告第4号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について3件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案 8 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、4 月 16 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

付議番号 1 番は、譲受人が外国籍であるものです。対象の土地 3 筆は既に農業振興地域となっているものが 1 筆、今後編入が予定されているものが 2 筆です。譲渡人は資金融資を受け一括購入を希望しておりましたが、資金融資には日本の永住権が必要であることから、永住権取得まで 2 年の賃貸借契約を行うものです。なお、譲受人は町の認定を受けている新規就農者であること、盛岡市のりんご園での就労経験があること、譲渡人から所有の農機具一式を譲り受けていることから、就農に問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、この案件は農地の最適化を図るものとして、地域との調和要件についても、問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議案件です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

○11 番（工藤姫子君）

調査書に記載の指導者とは誰か。支障がなければ教えてほしい。

○主任（藤根あけみ君）

■■■■の■■■■の■■■さんという方です。■■■■■■は、その農園で働き栽培技術を学びました。■■■さんは英語ができるので、■■■■■■に寄り添って支援しています。

○議長（岡市充司君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大沼主査。

○主査（大沼千笑君）

議案 9 ページになります。議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、をご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、4 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただき、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番の借受人は、農業経営実績がある町内の株式会社です。貸主は、相続により農地を取得しましたが、勤め人であり農業従事が困難であることから契約となったものです。当初は一部の土地のみの依頼を検討しておりましたが、状況を鑑み全筆依頼としたものです。

付議番号 2 番及び 3 番の借受人は 1 番と同じです。2 番の土地は 3 番の貸主が耕作しておりましたが、3 番貸主が従事する農業のうち水稻耕作を辞めることとしたため、2 番及び 3 番を併せて依頼するものです。

4 番の貸主は農業従事しておらず、これまでも依頼を行っていましたが、依頼先が高齢で受託できなくなったため、認定農業者である借受人に依頼するものです。

5 番の貸主は勤め人のため、農業従事は休日のみで、主な作業は両親が行っておりました。両親の高齢化、勤めを継続していることから地元で実績のある農事組合法人に依頼することとなったものです。

6 番の借受人は 5 番と同じ農事組合法人です。貸主は独居老人で、農業従事はしておらず、これまでも近隣に耕作を依頼していたものです。

付議番号 1 番から 6 番までの案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

7 番から 116 番については、相対契約から中間管理事業に移行したもの、または中間管理事業の契約更新をするものであり、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について（議事参与）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主査（藤根あけみ君）

議案 29 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、をご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、4 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただいております。本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、農業従事していない貸主が以前より認定農業者である譲受人へ耕作を依頼していた土地で、契約期間満了に伴い譲渡を行うこととしたものです。

2 番及び 3 番の譲受人は認定農業者で、本件各 1 筆を含む近隣一帯を耕作することを希望しており、近隣地を既に 2 筆取得しております。

4 番の譲渡人は町外に居住し、子も町外に居住しています。当該土地は認定農業者

である譲受人と組田となっているもので、一体的な耕作が可能であるものです。

5 番の譲受人は町内の農業経営実績のある有限会社です。譲渡人はこれまで組田の相手方に耕作を依頼しておりましたが、高齢化により従事が出来なくなったため組田の相手方と併せて譲渡を検討していたものですが、相手方の急逝により本件のみ先行しての譲渡としています。

6 番の譲受人は 5 番と同じ有限会社です。譲渡人の子は農地を後継しないため、以前より付き合いのある譲受人への譲渡を行うものです。

なお、5 番及び 6 番の土地は同有限会社の所在地と同じ地域にあるため、同有限会社による耕作に適しております。

7 番は町境の土地で、これまでの農地組合法人との契約終了に伴い隣接地所有者である譲受人に譲渡しようとするものです。譲受人、譲渡人ともに町外居住者ですが、譲受人は専業農家ではないが所有する農地 14 町歩と受託農地 20 町歩を経営しており実績があること、譲渡人が農業委員であることから信頼のできるものです。

8 番の土地は譲渡人が母方より贈与され、以前より認定農業者である譲受人に耕作を依頼していたものです。

9 番及び 10 番の譲渡人は双方ともは若い世代ですが、農業に従事する意思はなく、譲渡を希望したものです。譲受人は実績のある地元の農事組合法人で、農地を適正に利用するため取得することとしたものです。

11 番の譲渡人は、子は町外に居住しており後継の意思もないため認定農業者である譲受人に譲渡するものです。本件には付随する住宅もありますが空き家となっており、農地と一体的に譲受人が使用することで協議されています。

1 番から 11 番の全件において営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤事務局次長

○事務局次長（佐藤美智雄君）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を説明いたします。議案書は32ページをご覧ください。申請件数は2件です。内訳は賃貸借が1件、所有権移転が1件です。別添調査資料は3ページから8ページになります。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果を報告願います。

5番委員。

○5番（山田譲君）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてですが、4月16日に堀切一推進委員、畠山秀弥推進委員、事務局次長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番は、自動車の販売を営む譲受人が、事業拡張のため自分の事業用地に隣接する資金の関係から申請地の一部を賃貸借して展示場にしようとするものです。申請地は、耕作はされておらず、周辺に影響するものはないと見てまいりました。

付議番号2番は、住宅地の中に残された農地に建売住宅を建てるものです。現地は、周辺全て宅地で影響をうける農地はなく支障はないものと思われます。

以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案第5号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきまして、農政小委員会でご審議いただいております。農政小委員長代理のご報告によりご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会において審議しておりますので、佐藤農政小委員長代理より審議の経過について報告をお願いします。

6 番委員。

○6 番（佐藤武士君）

議案第 5 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について農政小委員会の審議経過についてご報告いたします。

本日の対象地は 7 年度に非農地判定の要望があったもののうち、地域推進班の調査により、「山林化しており再生は困難である」と報告が出されたものになります。

課題となっている空き家対策へ協力して取り組んでいく必要があり、また、鳥獣被害対策など山林整備事業の対象にするため非農地とする要望が増えております。

農政小委員会では、当該農地について非農地判定をし、地目変更することが土地の適正利用として妥当であると判断いたしました。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 868 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 24 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員